

Weekly Report

第 775 号

令和 6 年 1 2 月 9 日

NISA口座に関する相続時の取扱い

本年からNISA制度が拡充されたことで資産運用を始める方が増加しています。

◆NISA口座を相続した場合は

NISAは金融機関に開設したNISA口座内で投資した上場株式や投資信託等による配当や売却益等が非課税となる制度で、本年1月から一定の投資信託が対象となる「つみたて投資枠（年間投資上限120万円）」と、上場株式なども対象となる「成長投資枠（同240万円）」の併用により年間360万円まで投資でき、無期限で非課税保有できる制度になりました（NISA口座で保有できる上場株式等は買付額ベースで1800万円まで）。

NISA口座を開設している方が亡くなった場合は、その時点で非課税措置は終了します。NISA口座で保有していた上場株式等は相続財産となり、その上場株式等を取得する相続人の課税口座（特定口座又は一般口座）に受入れることとなります（受入れる際の取得日は相続発生日、取得価額は相続発生日の時価）。

◆相続人のNISA口座への受入れはできる？

被相続人のNISA口座自体を相続人が引き継ぐことはできず、相続人が開設しているNISA口座に相続した上場株式等を受入れることもできないため、相続後は非課税での運用はできません。

なお、被相続人のNISA口座で保有していた上場株式等を相続した相続人は、口座が開設されている金融機関に「非課税口座開設者死亡届出書」を提出する等の手続きが必要となりますが、相続発生日から届出書を提出するまでの間に支払われた配当金等は課税対象となります。

扶養控除等申告書の内容に異動がない場合は

令和7年分の扶養控除等申告書から、前年に提出した扶養控除等申告書の記載事項の全てに異動がない場合は、異動がない旨を申告書の余白に記載することで本人の氏名や住所等以外は記載不要となる「簡易な申告書」の提出が認められます。

例えば、控除対象扶養親族の年齢の変動で控除の区分が変わる場合（19歳に達し特定扶養親族に該当する等）や所得見積額が48万円超となり控除対象扶養親族の対象外となる場合などは異動があったものとなり、簡易な申告書は提出できません。

なお、給与等の支払者は簡易な申告書の提出を受ける場合、前年の扶養控除等申告書の記載内容を把握できるようにしておく必要があります。

給与所得者が行う確定申告（還付申告）

令和6年分の所得税の確定申告期間は令和7年2月17日～3月17日です。大部分の給与所得者は年末調整で所得税が精算されるため確定申告は必要ありませんが、*給与収入が2千万円超の方、*給与所得や退職所得以外の所得金額が合計20万円超の方などは確定申告が必要となります。

また、確定申告が必要ない方も年末調整では受けられない医療費控除や雑損控除、寄附金控除などを適用する場合は還付申告をします（還付申告は確定申告期間に関係なく1月から提出可能）。